

令和3年度 第1回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 令和3年10月28日（木） 午前10時00分から
午後0時00分まで

2 場 所 葛飾区役所 7階 入札室

3 出席者

委 員 轟朝幸委員、石川隆之委員、宇田川博史委員（全員出席）

事務局 坂井保義総務部長、柏原正彦契約管財課長ほか契約管財課職員4名

4 概 要

(1) 開会<委員・事務局紹介（敬称略）>

轟 朝幸	日本大学理工学部教授・工学博士
石川 隆之	税理士
宇田川 博史	弁護士

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はいない旨報告した。

イ 令和2年度第2回委員会議事概要の公表について

事務局より令和2年度第2回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(3) 議 事

ア 入札契約等執行状況（令和3年度上半期・4～8月分）について

事務局より令和3年4月1日から令和3年8月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

A委員 件数、金額及び落札率について、コロナによる影響や変化はあるか。

事務局 全体的に件数は減少傾向である。工事をはじめ落札率は下がり気味である。ただし、設計等委託は4月から最低制限価格を設定することとしたため、落札率が上昇した。

B委員 コロナの影響で、例年に比べて件数、金額とも少ないということか。
事務局 そのとおりである。区の財政事情を勘案した発注状況となっており、行政全体の傾向である。業者間の競争が激しくなっている。なお、コロナ対策の歳出は純増である。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和3年4月1日から令和3年8月31日までの間の3件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質疑】

C委員 落札者決定に際して、入札金額が明らかに誤っていることが考えられる場合は区から事業者に指摘するなど、調整はしないのか。

事務局 落札者決定後、契約書を取り交わす前に業者から申し出がある例が大半である。

B委員 落札者は決定してしまっているから、ということか。

事務局 そのとおりである。事業者が札を入れた時点で入札は成立し、開札をして最も金額の低い入札をした事業者が自動的に落札者となる。

B委員 落札者が辞退した契約案件はその後どうするのか。

事務局 基本的には再度入札を行う。しかし、急を要する場合は2番目に低い入札をした者と交渉し、随意契約をする場合もある。

C委員 2番手と随意契約する例は多いのか。

事務局 基本的には再度入札を行うため、例としては多くはないかと思う。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より令和3年4月1日から令和3年8月31日までの間の入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質疑】

質疑なし。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より令和3年4月1日から令和3年8月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案5件の運用状況について報告を行った。

【質疑】

C委員 契約金額の支払いは工事完了後か。

事務局 基本的には完了後だが、前払いや部分払いなどの制度もある。

C委員 施工期間はどうなっているか。

事務局 令和4年2月あるいは3月までの案件である。

- C委員 全額が完了後の支払いでは、事業者によってはやりくりが大変なこともあると思う。
- 事務局 事業者からの申し出に応じて、前払いや部分払いといった手段をとっている。
- A委員 5件中4件が塗装だが、この業種の事業者が多いことが原因か。
- 事務局 これほどの規模の工事を受けられる事業者は多くはない。しかし、発注件数が減少傾向であることにより、競争が厳しくなってきていると考えている。
- B委員 解体の案件は落札額がかなり低い。他者の入札状況はどうか。また、この業界の状況はどうか。
- 事務局 60%台の入札が多い。この業界は入札額が低くなる傾向があり、課題の一つと考えている。予定価格の積算方法は、国や都の積算基準に基づいており、解体に用いる重機はリースを前提にしている。しかし、実態は機材を保有している事業者が多いため、こうした乖離が起りやすい。困難な課題だが、解決できないか検討をしている。
- B委員 事業者が積算を誤った部分について、どういった内容で、それをどのようにとらえたか。
- 事務局 本件工事については赤字なのではないかと思われたが、売却益の積算漏れもあったことから、全体としては利益が確保されていることが確認された。詳細に精査し、落札者とししない理由が見当たらなかった。
- B委員 ヒアリングをして、事業者の積算に誤りがあってもその部分だけをもって判断せず、全体を見て判断するということか。
- 事務局 そのとおりである。
- A委員 解体は、価格が安くても、大きな騒音を出して近隣に迷惑をかけるといったことが起きては意味がないと思うが、そうした点は施工能力審査により確認しているのか。
- 事務局 施工能力審査において、過去の工事の評価を踏まえて評価点をつけている。また、配置技術者の実績点もつけている。こうしたことを通して、工事の品質を確保している。
- C委員 経営事項審査のY点については平均以下でも構わないのか。どのようにとらえるのか。
- 事務局 直近の事業実績や運営状況なども踏まえて判断している。平均以上でなければ問題だ、というとらえ方はしていない。

オ 抽出審議

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担

当委員である宇田川委員が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、制限付一般競争入札1件、公募型指名競争入札2件、指名競争入札5件、随意契約6件の合計15件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事、委託及び物品の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 1146 葛飾区立東金町小学校既存校舎ほか1解体工事】

（施工能力審査型総合評価一般競争入札）

【質 疑】

A委員 予定価格が高い一方で落札率が低い点が気にかかったが、先ほどの低入札価格調査の説明を聞いて、疑念は解消した。

【委託 NO. 150 令和3年度葛飾区立学校改築業務支援委託】（公募型指名競争入札）

【質 疑】

B委員 設計等委託は4月から最低制限価格を設定することとしたとのことだが、委託には設定していないのか。

事務局 委託には設定していない。

B委員 本件において計画策定したあとに、設計に入っていくという流れか。

事務局 そのとおりである。

A委員 本件のような業務支援委託を落札できるとそのあとの設計等委託において有利になることはあるか。

事務局 入札制度としては有利になることはない。内容を他者よりも知っていることはアドバンテージになるかとは思う。

B委員 同じ業者が入札に参加するのか。

事務局 設計等委託の入札の参加要件として一定以上の過去の実績が必要となる。したがって、同じになるとは限らない。

B委員 プロジェクトマネジメントとは異なる業務と考えてよいか。

事務局 異なる業務である。

B委員 計画の段階で良いものができていないと、後に影響が出てしまう。品質の管理が重要である。こうした委託業務への最低制限価格の導入について、議論はないか。

事務局 要望としてはあるが、最低制限価格の設定が難しいと考えている。設計等委託のように積算基準があるわけではなく、妥当な価格を設定することが困難である。

【委託 NO. 1612 葛飾区清掃事務所奥戸分室ほか土壌概況・詳細調査業務委託】

（公募型指名競争入札）

【質 疑】

- A委員 土壌調査は、業務内容が一定しているイメージがあるが、入札金額に開きがある。原因はわかるか。
- 事務局 明確な原因はわかりかねるが、落札率が下がる傾向であることに加え、発注件数が減っていることが一因だと考えられる。業者としては、少しでも多く業務を請け負うことで、保有機械を使用しない期間を短くしたいという思いがあるとも聞いている。
- B委員 ダンピング防止や品質確保のために、低入札価格調査のような見積り分析などができると今後の参考になると考える。

【物品 NO. 1881 学習者用端末の購入】

(制限付一般競争入札)

【質 疑】

- A委員 落札額と予定価格が同額である。他者が全者辞退することを知らないという事実はない入札だと思われるがどうか。
- 事務局 端末がコロナの影響で手に入りにくい状況だった。したがって、他者は確保不能だったためにこうした結果になったと考えている。
- B委員 納期までに物品は納められたか。
- 事務局 納められた。
- C委員 事業者は予定価格内の入札ができないから辞退したということはないのか。
- 事務局 一般への販売のための在庫を引き上げてまで入札に参加することはしない、という経営上の判断もあったのではないかと思う。
- C委員 端末のメンテナンスも別途発生するのか。
- 事務局 修理の必要が生じた場合は別途の契約が必要となる。

【単価契約、特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【単価契約 NO. 62 民有道路敷分筆登記委託(単価契約) 東部地域】 (指名競争入札)

【単価契約 NO. 63 民有道路敷分筆登記委託(単価契約) 西部地域】 (指名競争入札)

【単価契約 NO. 64 民有道路敷分筆登記委託(単価契約) 中部地域】 (指名競争入札)

【単価契約 NO. 65 民有道路敷分筆登記委託(単価契約) 南部地域】 (指名競争入札)

【質 疑】

- A委員 辞退した者の辞退理由はこういったものか。
- 事務局 人員の確保が困難、予定価格を超える、といった理由である。
なお、4件を統合して1本の契約としてしまうと、受注者が限定されて入札が成立しなくなってしまうことから、地域ごとの契約としている。
- A委員 本件は毎年実施し、積み重ねていく事業であって、地域内全てについて

業務を1年の中で完了しなければならないということではない、という理解で良いか。

事務局 そのとおりである。単価契約であり、都度必要に応じて発注しているため、結果として地域、年度により発注量が異なる。

B委員 全ての契約が同額となっているのは単価契約だからか。

事務局 そのとおりである。業務の想定数量を同数としており、どの契約も単価が同額であるため、総額も同額となっている。

C委員 地域によって業務のやりやすさの違いがあると思うがどうか。

事務局 同種の業務であっても単価項目を複数設けている。例えば、ランクにより異なる単価設定をする、あるいは測量の面積を踏まえた単価設定をするなどしている。

【単価契約 NO. 461 乳房エックス線検診車撮影委託（単価契約）】（指名競争入札）

【質疑】

A委員 辞退した者の辞退理由はこういったものか。

事務局 事業者は年間スケジュールがほぼ決まっているため、新たに受注することが難しいようである。

B委員 検診は依頼してもなかなか来てもらえない状況のようだが、下見積は複数取っているのか。

事務局 原則は複数取ることとしているが、1者の場合もある。本件は1者だった。

【特命随意契約 NO. 1484 「住居喪失被保護者等支援事業」業務委託】

【特命随意契約 NO. 1492 「生活保護受給者就労支援事業」業務委託】

【特命随意契約 NO. 1510 「生活保護受給者金銭管理支援事業」業務委託】

【特命随意契約 NO. 1556 「生活保護受給者居宅介護生活支援事業」業務委託】

【特命随意契約 NO. 1581 「生活保護被保護者健康管理支援指導」業務委託】

【特命随意契約 NO. 1761 生活困窮者自立支援業務委託】

【質疑】

A委員 全て同一の事業者が受注しており、また他区でも同様な事業を実施している可能性があるようだが、受注者は相当大規模な法人なのか。

事務局 本区を含む地域において業務を行っており、こうした人手のかかる業務を担える大規模な事業者である。

A委員 契約金額のほとんどが事業拠点の賃料や人件費にあてられるものと考えられるが、いずれも受注するとなると相当な金額になる。

事務局 生活保護受給者が増えている。また生活困窮者自立支援は、第2のセー

フティネットとして実施しており、業務内容は多岐にわたり、量も多い。国は一体的に実施することとしており、専門的でかつ比較的困難な業務である。

B委員 事業内容も複雑で、競争も働きづらいことは理解できる。一方で、この事業者がいなくなった時に困るだろうとも思う。そうなる異なる地域において事業を実施している事業者にお願いすることが考えられるが、いずれにせよ特命随意契約が長く続くこと自体は良いとは言えない。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※令和3年度（令和3年9月末現在） 21件

【質 疑】

B委員 専門員からの意見によって改善されていることが確認できた。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。

他にないようなので、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上